

企業法務こぼれ話



第63話～いわゆる「2024年問題」について～

1 はじめに

2024年4月1日から自動車運転業務、建設事業、医師等について、時間外労働の上限規制の適用が開始されます。これに伴い生じる課題は「2024年問題」と呼ばれています。

今回は、この「2024年問題」についてご紹介します。

2 「2024年問題」とは？

時間外労働の上限規制は、まず、大企業（一部の業種を除く）を対象に、2019年4月から適用されました。規制の内容は、原則として、時間外労働時間は月45時間・年360時間を上限とし、臨時的な特別の事情がある場合は月100時間・年720時間が上限とされました。

この上限規制は、2020年4月からは、中小企業（一部の業種を除く）も対象となりました。

これまで、一部の業種では上限規制の適用が猶予されてきましたが、2024年4月1日から、主に次の業種でも上限規制が適用されます。これに伴う課題が「2024年問題」と呼ばれています。

(1) 自動車運転業務

自動車運転業務では、これまで時間外労働の上限は設けていませんでしたが、年960時間が上限となります。

併せて、トラックドライバーの拘束時間を定める厚生労働省の基準告示も改正され、1日・1カ月あたりのトラックドライバーの拘束時間に対する規制が強化されます。

(2) 建設事業

建設事業では、原則として、一般的な時間外労働の上限規制が適用されます（原則、月45時間・年360時間が上限）。一方、災害の復旧・復興の事業に関しては例外規定があります。

(3) 医師

医師は、年間の時間外・休日労働の上限が最大1860時間となります。原則としては、医師の時間外労働の上限時間は、月100時間（例外があります。）・年960時間が限ります。一方、救急医療等の

場合や、地域医療体制確保のため医師を派遣する病院の場合、臨床・専門研修や高度技能の習得研修の場合には、例外規定があります。

3 「2024年問題」の課題と対策

(1) 自動車運転業務

自動車運転業務では、輸送能力の不足、コスト増・サービス低下が課題として指摘されています。

対策としては、DXの推進、荷役時間の削減や荷役作業の効率化等による物流の効率化が求められています。他にも、荷主や消費者の行動変容も求められることとなります。

(2) 建設事業

建設事業では、労働力不足が課題として指摘されています。

対策としては、自動車運転業務と同様、DXの推進や生産性の向上、職場環境の改善、労務管理の適正化等が求められています。

(3) 医師

医師は、長時間労働が常態化しており、2024年以降も相当長時間の上限水準（最大で年1860時間）となっています。一方、病院において、医師の時間外労働を減らすために休日の外来診療を休止するなどの事例も見られ、医師の働き方改革の実現と医療の質・安全の確保の両立が課題となります。

対策としては、構造的な問題に対しては、医療施設の配置の見直し、医師偏在の是正、受診者等の協力に基づく適切な受診の推進等が挙げられています。医療機関内では、労務管理の推進、医師に集中する業務の一部を医療に関連する他の職種に移管・共同化を行うタスク・シフト／タスク・シェアの推進などが行われていく見込みです。

最後に

2024年問題は、対象事業者のか、当該事業者と取引等のある事業者にも影響が生じ得ます。働き方改革関連法の改正には、詳細な定め等もありますので、お困りの際などには専門家にご相談ください。

〈著者プロフィール〉

田村 信彦（たむら のぶひこ） 宇都宮中央法律事務所 弁護士

埼玉県出身。平成13年東京都立大学卒業。平成17年まで全国労働者共済生活協同組合連合会（全労済）経営企画部に勤務。平成20年早稲田大学法科大学院卒業。平成22年弁護士登録。宇都宮市内の法律事務所に勤務した後、平成25年宇都宮中央法律事務所入所。平成30年4月から令和2年3月まで特定任期付公務員として小山市役所に勤務。同年4月より宇都宮中央法律事務所に復帰。企業法務全般、使用者側代理人としての労働事件のか、行政関係、交通事故等の保険法務、親族・相続問題を含む一般民事等、幅広い業務を取り扱う。令和4年度栃木県弁護士会副会長。

